

令和4年度第9回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年12月9日(金)
午前9時30分～午前10時15分
場 所 川棚公民館 2階 講堂

会議構成員及び現在総数

会議構成員 18名
現在数 17名
出席総数 15名
欠席総数 2名

議番	氏名	出欠
1	阪田 実	出席
2	新久保 克己	出席
3	欠 番	—
4	藤野 俊孝	欠席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	金田 豊和	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	欠席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外 3名

傍聴人 0名

令和4年度第9回総会

(開始時刻9時30分)

事務局（小山事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数17名のうち、本日出席の委員は15名、欠席委員は2名でございます。

したがって、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和4年度第9回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号17番 岩本憲慈委員と、議席番号1番 阪田 実委員のご両名を指名させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」お諮りいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

それではご説明いたします。以降着座にてご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田4筆、合計面積は、6,886㎡、位置図は2ページから5ページ、公図は、6ページから9ページをご覧ください。

さい。申請地は、下関市役所清末支所から北西へ約500mに位置している過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、管理が困難で、農業後継者もない譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の[REDACTED]に位置しており、譲受後シキミ、コシバ、サカキを栽培する予定でございます。売買による所有権の移転となっております。

譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号2番 新久保克己、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

2番の新久保です。1番の案件について、現地確認の結果を報告します。11月30日に農業委員2名と事務局職員2名で現地確認をいたしました。

確認時は、雑草も刈り取られ良く管理されておりました。申請内容は事務局の説明どおりで、譲渡人は、管理が困難となってきたため、譲受人に譲渡するものです。

譲受人は、シキミやサカキを栽培し、花き市場等に出荷するものです。なお、譲受人は、以前から水稻や花きを栽培しており、今回営農拡大を図るもので、問題ないと思います。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いいたします。

質疑は、ございませんか。

的に、代わりとなる用地を探していたものの、条件に見合う土地が見かからず、やむを得ずこの度の計画に至った旨の内容が記載されておりました。また、本案件は、無断転用案件で、令和4年4月頃、農地法の許可なく、申請地の一部に壁を設置していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されるとともに、併せて、■■■■番■■■の原状回復も約束しております。

本件は、第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、担当委員に現地調査の結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号1番 阪田実委員、報告をお願いいたします。

阪田実委員

議席番号1番の阪田でございます。12月1日に事務局職員と現地調査を行いました。

今事務局から説明がありましたが、全く事務局の説明のとおりで、農地法の理解不足でこういった形になってしまいましたが、今回、きちんと理解され手続きがなされております。

また、説明のとおり、現在農地法違反となっております場所も解決されますので、良い方向になったのではないかと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり許可することと決しました。

なお、議案第2号1番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

議長（山田会長）

次に日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書、15ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆、面積は、894㎡、位置図は19、20ページ、公図は、21ページ、土地利用計画図は22ページをご覧ください。申請地は、JR山陰本線安岡駅から北西へ約840mに位置する過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地ではございますが、安岡駅から半径500m以内の区域の総面積に占める宅地の面積が40%を超えており、半径900mにおいても40%を越えていることから、「第2種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、特定建築条件付売買予定地4区画を整備するもので、申請理由につきましては、申請地周辺は、閑静な住宅地で、申請地は、支所や商業施設、病院等の近くに位置しており住宅の需要が見込まれることからこの度の計画に至ったもので、耕作及び管理が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

申請者からは、申請に必要な事項が記載された関係書類が全て提出されております。ただし、申請書の受理後に、同法人が、過去に、特定建築条件付売買予定地を目的に農地転用許可された案件において、土地売買契約書に特定建築条件付売買予定地の許可条件が記載されておらず、土地売買契約締結後、3箇月を超えた日付にて、建物建築請負契約の締結がなされていたことが判明いたしました。この為、事務局において指導を行い、譲受人からは、今後は、特定建築条件付売買予定地の許可条件の全て遵守する旨の回答があったことから、この度については、農地転用事業者である譲受人は、申請に係る用途に供することが確

実であると判断させていただきました。

本案件の一体利用地は、市道加工部分のみで、施工に必要な申請書が提出されており確保は確実で、計画面積は、土地利用計画及び標準的な建物の建ぺい率からみて適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、擁壁を設置する計画となっており、汚水は、公共下水道で処理される予定で、雨水のみ、新設の道路側溝から既存の道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本案件は、「他に適当な土地はなく」、提出された申請書類からも農転用許可し得るものと判断でき、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、農地転用事業者から土地購入者への土地の引き渡しの時期等の条件を付して許可することとし、住宅が建築されるまでの間、事務局にてその都度状況を確認することといたします。

本案件は、開発許可と同時施行といたします。

15ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、1,238㎡、位置図は23、24ページ、公図は、25ページ、土地利用計画図は26ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊田総合支所から、東へ約810mに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、非フィットによる、太陽光発電設備の設置で、既に、譲受人は、小売電気事業者と電気売買契約を締結しております。

申請理由につきましては、新たな発電設備の設置用地を探していたところ、申請地は、南側が開け、県道に接しており、反射光が近隣住宅に影響を及ぼすことがないことから、この度の計画に至ったもので、維持管理出来ない譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。申請者からは、代替地検討表が提出されており、権利移動の区分は、売買による所有権の移転となっております。

本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて、適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、既存の畦畔で分断しており、汚水の発生はなく、雨水のみ、河川に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられま

す。

総会議案書、16ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑2筆、合計面積は、231㎡、位置図は27、28ページ、公図は、29ページ、土地利用計画図は30ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から南東へ、約2.3kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、ドッグラン及び駐車場でございます。

申請理由につきましては、以前からドッグラン事業に興味があり、この度、新規事業として自宅に隣接している申請地にてドッグランの経営を計画したもので、離農状態で、農地の処分を思案していた譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて、適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に、隣接した農地が一部ございますが、ブロックやブロック基礎のフェンスを設置する計画となっており、汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路又は公衆用道路に放流されますが、地元自治会長に説明がなされており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、無断転用案件で、20年前から、農地法の許可なく、申請地の一部を駐車場として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書の提出がなされております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

16ページに戻りまして、4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、516㎡、位置図は31、32ページ、公図は33ページで、土地利用計画図は34ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線梶栗郷台地駅から北東へ約1.3kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となった集団性のある農地で、「第1種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、駐車場及び作業場でございます。

申請理由につきましては、既存の作業場及び駐車スペースが手狭なことから、事業所に隣接している申請地に計画したもので、高齢で管理が出来ない譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となって

おります。

本件にも、一体利用地はなく、添付書類にて、譲受人が所有している車両についても確認でき、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断していません。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、既存法面で分断されており、申請地は、既に造成により勾配調整がなされ、汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

この度の転用については、下関土地改良区から、土地改良区の事業には、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

本案件は、無断転用案件で、詳細な時期は不明ではございますが、申請地は、農地法の許可なく造成がなされ、作業場、駐車場として利用されていたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されております。

本件は、第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書、17ページをお開きください。5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田3筆、合計面積は、899㎡、位置図は35、36ページ、公図は、37ページ、土地利用計画図は38ページをご覧ください。申請地は、JR山陰本線宇賀本郷駅から南東へ、約120mに位置している「第3種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、店舗でございます。

申請理由につきましては、飲食店を営んでいる譲受人が、新規店舗の出店場所を探していたところ、国道沿いで、集客が見込まれる申請地を選定したもので、高齢で管理が困難な譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

本案件の一体利用地は、法定外公共物の使用部分を含む加工部分のみで、既に使用及び施工に必要な許可がなされており、確保は確実で、計画面積は、土地利用計画からみて、適当であると判断していません。なお、申請地の一部には、隣接地を通行する必要がございますが、土地所有者から通行承諾書が提出されております。

申請地には、隣接した農地が一部ございますが、既存の土留めで分断されており、残りの隣接地への土砂流出対策として、コンクリート土留めを新設する計画となっております。

汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、自治会所有の水路から、農業用排水路に放流されますが、汚水の排水については、所有者は承諾しており、地元農事組合にも説明がなされていることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書、18ページをお開きください。6番、説明の前に、議案書の訂正がございます。備考欄に、一体利用地と、全体面積の記載が漏れておりました。また、2730番1の実測転用面積を追記させていただきました。内容については、本日お配りいたしました総会議案書の訂正にてご確認願います。申し訳ございませんでした。

それでは、ご説明いたします。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、畑1筆、合計面積は、1,849㎡、位置図は39、40ページ、公図は、41ページ、土地利用計画図は42ページをご覧ください。申請地は、JR山陰本線長門二見駅から北東へ、約1.9kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、第7回総会議案第3号5番にてご審議いただき、現在、林地開発許可待ちの、公共残土処分場及び進入路の整備に必要な、資材置場及び仮設道路を一時的に整備するものでございます。賃借権の設定となっております。

一体利用地の、雑種地1筆は、貸付人の所有地で、土地所有者として承諾しており、確保は確実で、計画面積は、土地利用計画からみて、適当であると判断しています。

申請地に、隣接した農地はありません。汚水の発生はなく、雨水のみ、公衆用道路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、一時的な利用であり、工事終了予定である、令和7年11月30日までに、原状回復する旨が記載された誓約書が下関市農業委員会会長あてに提出されております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

本案件は、第7回総会議案第3号5番の許可後又は同時許可といたします。
以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番、及び4番の案件につきまして、議席番号5番 田崎育子委員、報告をお願いいたします。

田崎育子委員

5番の田崎です。12月1日事務局2名、委員2名で現地確認にまいりました。申請地は、早鞆自動車学校近くにある、地目は畑ですが、荒廃し耕作されていませんでした。集落に隣接した第2種農地です。

譲受人は、病院や商業施設など住環境に恵まれ、住宅の需要が見込まれるため今回の計画に至ったもので、譲渡人は、休耕状態で管理が困難なことから譲受人の要望に応じたものです。

特定建築条件付き売買予定地4区画で、申請に必要な書類は添付されていました。周辺農地へは支障がないと判断しました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

4番の案件についてご説明いたします。12月1日事務局2名、委員2名で現地確認にまいりました。

申請地は県道長安線沿いにあり、近くには下関北運動公園があります。第1種農地です。既に造成されており、隣接する譲受人が経営する事業所の駐車場及び加工作業場として利用されていました。今回の申請地に隣接する敷地は加工作業場が手狭で作業のたびに車を移動するなど作業の効率が悪いことから、譲渡人に申し出たものです。譲渡人は高齢で申請地を管理できないことから譲受人の要望に応じたものです。添付されている始末書によると、先代である父親が農地法を理解していなかったためとあります。下関土地改良区からの意見書も添付されており、周辺農地には支障がないと判断いたしました。致し方ないと思われれます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号16番 金田豊和委員、報告をお願いいたします。

金田豊和委員

16番の金田です。2番の案件についてご説明いたします。12月1日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。

事務局説明にもありましたように、当案件は、非フィットによる太陽光発電設備の設置許可申請であります。

一団の農地の端部に位置しておりまして、3辺を河川及び道路に囲まれた農地で現状休耕状態にあります。設備設置に伴う造成工事を行われないということで、土砂の流出及び汚水の発生はなく、雨水は既設の暗渠を利用して河川に放流されることから、隣接農地の営農に支障はないと思われまます。

また、転用面積につきましては、土地利用計画における建ぺい率30%程度ですが、過去の許可案件とほぼ同程度であることから、別に定めのない時点では適当であると判断しています。

他に適当な土地がなく、やむを得ないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号11番 河本隆一委員、報告をお願いいたします。

河本隆一委員

11番の河本です。去る11月30日、農業委員2名、事務局1名で現地の確認にまいりました。

この件は自宅近くの農地にドッグランをつくり事業に乗り出す案件でございました。隣の農地については長い間誰も耕作されていない状態で、若干竹も生えていました。

以前よりドッグランに興味のあった譲受人が申請地に新たなドッグランを整備し、皆さんとの交流を図りたいという考えのもとに立案されたようでございます。ドッグランですので建物はありません。ただ、周囲を擁壁とフェンスで囲みその中で犬を遊ばせるという状況です。汚水はでません。雨水は自然流下で農業用排水路に流れるようになっています。何ら問題はないと思われまます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、5番の案件につきまして、議席番号9番 石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席9番の石田です。5番の案件について補足説明をいたします。11月30日に農業委員2名、事務局2名で現地を確認いたしました。

この案件は、売買による所有権の移転で、飲食店及び物販を目的とした店舗を建築するものです。譲渡人は高齢であり管理に苦慮していたところ、譲受人から買い受けたいと申し出があり応じることにしたもので、譲受人は、市内に1店舗の飲食店を経営しており、事業拡大のため新店舗の建築を計画し、建築場所を探していたところ、申請地は宇賀本郷駅の南側の近くで国道沿いに位置し、海の景観に恵まれており集客に適していることから選定したものです。

申請地の利用計画として、店舗は段差のある地形を利用して木造2階建て1棟114.27㎡、駐車場8台分、物販として近隣の木工家と協力する木工製品の材料の木材置き場、園芸スペース、一体利用地としての水路で、全体面積937.30㎡となっています。

通行及び水路の使用については自治会や農事組合等土地所有者は承諾しており支障はなく、第3種農地でもあり、問題はないかと思われまます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、6番の案件につきまして、議席番号17番 岩本憲慈委員、報告をお願いいたします。

岩本憲慈委員

17番の岩本です。すぐる12月2日、農業委員2名、事務局職員1名により、現地を調査しました。

この度の申請は、10月総会にて審議し、承認した残土処分場の整備に関し、工事を行うにあたり、仮設の進入路と資材置き場が必要となったために申請されたもので、一時転用となっております。

残土処分場内の整備が進み、処理場の敷地内にて作業が行えるようになるまでの期間限定であり、原状回復の制約もあることからなんら問題ないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

加藤ソメ委員

8番の加藤です。お尋ねですが、1番の譲渡人の住所ですが、11ページの議案書は安岡で15ページの公図は吉見になっていますがなぜでしょうか。

事務局（岡本主任）

公図は登記簿記載の住所が記載され、11ページは現住所を記載しているためです。わかりにくく申し訳ありません。以上でございます。

議長（山田会長）

ほかにございせんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可」について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって本議案については、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

なお、議案第3号4番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

議長（山田会長）

次に、日程第4「議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご説明いたします。

総会議案書43ページをお開きください。1番、この案件は、令和4年12月15日公告予定分に係る決定でございます。詳細につきましては、44、45ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和4年12月15日公告予定分）」をご覧ください。別紙「議案第4号関係資料①」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

43ページに戻りまして 2番、この案件は、令和4年12月28日公告予定分に係る決定でございます。詳細につきましては、46から51ページの「2. 農用地利用集積計画一覧表（令和4年12月28日公告予定分）」をご覧ください。

い。別紙「議案第6号関係資料②」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

議長（山田会長）

次に日程第5「議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご説明いたします。

総会議案書52ページをお開きください。この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に配分するにあたり、下関市長から農用地利用配分計画に係る意見を求められたものでございます。

1番、内容につきましては、53、54ページの「1. 農用地利用配分計画(案)(下関区域分)」と、55ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況(下関区域分)」をご覧ください。

2番、内容につきましては、56ページの「2. 農用地利用配分計画(案)(菊川区域分)」と、57ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況(菊川区域分)」をご覧ください。

別紙「議案第5号関係資料」に地区別の利用配分計画集計表をお示ししております。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」、原案のとおり「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって、原案のとおり「意見なし」と決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付します。

議長（山田会長）

審議事項はすべて終わりました。

次に、日程第6「報告第1号」から、日程第16「報告第11号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご報告いたします。

総会議案書58から59ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、8件ございました。

60ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

61から77ページ、報告第3号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、3件ございました。簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。

78から81ページ、報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による転

用届出について」は、13件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

82ページ、報告第5号「農地法施行規則第53条の規定による転用届出について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により、通知を交付いたしました。

83から86ページ、報告第6号「現況確認について」は、1件ありました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、現況確認書交付事務取扱要領により現況確認書を交付いたしました。

87ページ、報告第7号「農地造成完了届について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行っております。

88ページ、報告第8号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、証明を交付いたしました。

89から93ページ、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が18件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

94から95ページ、報告第10号「農地の転用事実に関する証明について」は7件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

96から97ページ、報告第11号「農地法第5条第1項による許可案件の現地確認の報告について」は4件でございます。転用目的が、資材置場及び貸資材置場で許可された4件について、農業委員又は事務局職員による現地確認を行っております。内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

事務局の報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から第11号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和4年度9回定例総会の閉会」を宣告いたします。

(終了時刻 10時15分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....